

『機械設備を導入したい。』

小規模企業者等設備貸与事業

小規模企業者等が必要な機械設備を（公財）みやぎ産業振興機構が代わって購入し、長期、低利の割賦販売により貸与することで経営革新を促進します。

対象となる方

県内に工場・店舗を有している事業所（小規模企業者）

- ・ 常用従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）

※条件を満たせば50人まで受付可能

対象施設及び限度額等

（１）対象設備

- ・ 産業機械や印刷機、建設用機械など小規模企業者等の事業の用に供する設備
- ・ 機械設備の導入により、付加価値額と給与支給総額の一定以上の向上見込みが必要

（２）限度額

100万円以上1億円以下

（３）損料率

1. 1～1. 9%（基準金利1. 5%）

※審査基準に基づく格付け連動金利

（４）返済期間

3～10年以内

※ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

（公財）みやぎ産業振興機構 金融支援課

電話：022-225-6636